

介護テクノロジー一定着支援事業費補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、徳島県介護テクノロジー一定着支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第16条に基づき、介護テクノロジー一定着支援事業費補助金（以下「本事業」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の条件)

第2条 要綱第6条第5号の知事が定める条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本事業による介護テクノロジーの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること（本要領第4条に定める報告により確認する）。
- (2) 補助を受けた介護事業所等は、「科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence ; LIFE（ライフ）」）（以下「LIFE」という。）による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。
- (3) 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、法人単位として、又は事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。なお、「SECURITY ACTION」対象外の事業所については、同等の対策を講じていることを宣言すること。
- (4) 介護事業所等の業務効率化に向けた課題解決につなげ、当該取組を継続的に行うため、要綱別表3の1の「(1)コンサルティング会社等による業務改善支援」又は「(2) とくしま介護現場DXサポートセンター等による業務改善支援」を受けること。
- (5) 厚生労働省が発行する資料である「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」や「介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き」、「介護ソフトを選定・導入する際のポイント集」、「介護ロボットのパッケージ導入モデル」、「介護現場で活用されるテクノロジー便覧」を参考に業務改善に取り組み、第4条に定める業務改善計画（要領別紙4）を作成すること。
- (6) 厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。
- (7) 要領別記1に掲げるサービスを行う事業所等においては、厚生労働省が発行する資料である「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集」を参考に、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置すること。
- (8) 要領別記2に掲げるサービスを行う事業所等においては、令和8年度内に「ケアプランデータ連携システム」（「介護保険資格確認等WEBサービス」に統合された場合は当該サービス）の利用を開始すること。「居宅介護支援費に係るシステム評価検討会」において、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムと認められたものを含む。

(9) 介護サービス情報公表システムの対象となる介護事業所等について、次の公表項目の入力を行うこと。

- ・「事業所の特色」のうち、「生産性向上のための業務改善の取組」で「タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の軽減」
- ・「事業所の詳細」のうち、「所在地等」で「ケアプランデータ連携システム（国保中央会）の利用登録の有無」（対象サービスのみ）

（業務改善計画）

第3条 本事業において介護テクノロジー等の導入を行う介護事業者は、別紙様式により業務改善計画を作成するものとし、徳島県に提出すること。具体的な計画内容や提出方法、報告期限等の詳細については、別途通知する。

なお、当該計画の作成や取組の実施にあたって、原則として、とくしま介護現場 DX サポートセンターに相談するものとする。

（業務改善効果の報告）

第4条 本事業において介護テクノロジー等の導入を行った介護事業者については、補助を受けた翌年度から3年の間、業務改善計画（要領別紙4）で定めた内容に対する効果を確認するための報告を徳島県に行うものとする。具体的な報告内容や報告方法、報告期限等については、別途通知する。

（交付申請に当たって必要と認められる書類）

第5条 交付要綱第5条第2項第3号及び第4号に定める書類は、介護テクノロジー導入計画（要領別紙1）、介護テクノロジーのパッケージ型導入計画（要領別紙2）、導入支援と一体的に行う業務改善支援計画（要領別紙3）、業務改善計画（要領別紙4）とする。

（実績報告に当たって必要と認められる書類）

第6条 交付要綱第9条第2項第3号に定める書類は、介護テクノロジー導入実績報告（要領別紙5）、介護テクノロジーのパッケージ型導入実績報告（要領別紙6）、導入支援と一体的に行う業務改善支援実績報告（要領別紙7）、とする。

附 則

この要領は、令和6年10月3日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

(別記1)

短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

(別記2)

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護(短期利用)、地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)、認知症対応型共同生活介護(短期利用)、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)、介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)、介護予防短期入所療養介護(介護医療院)、介護予防居宅療養管理指導、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)、介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)、介護予防支援、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)、訪問型サービス(独自/定率)、訪問型サービス(独自/定額)、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)、通所型サービス(独自/定率)、通所型サービス(独自/定額)